

## 派遣事業開始以後の手続等は・・・

### 1 船員派遣元事業主が行政に対して行う必要のある手続

船員派遣事業の許可を受けた後、船員派遣元事業主は次の手続を事業主管轄運輸局に行わなければなりません。ただし、事業所のみに係る手続（印参照）の際には、当該事業所を管轄する運輸局（以下「事業所管轄運輸局」という。）に対して行うことも可能です。

#### (1) 許可有効期間の更新

船員派遣事業の許可の有効期間は3年であり、許可の有効期間が満了したときにはこの許可は失効したことになるので、引き続き船員派遣事業を行おうとする場合には、許可の有効期間が満了する日の30日前までに十分な余裕をもって、事業主管轄運輸局を經由して国土交通大臣に許可有効期間更新申請を行う必要があります（当該更新後の許可の有効期間は5年となり、以降それが繰り返されます。）。許可更新申請書には手数料として〔71,300円×船員派遣事業を行う事業所数〕の収入印紙を貼付する必要がありますが、事業主管轄運輸局の指示に従ってください。

なお、許可の有効期間更新の手続、要件等は、新規許可の際とほぼ同様になります。

#### (2) 変更の届出等

次に掲げるような変更等の事項が生じた場合には、船員派遣元事業主に次の手続を行っていただく必要があります。各手続は必要な書類を事業主管轄運輸局又は事業所管轄運輸局を經由して国土交通大臣に提出することにより行ってください。

なお、事業所新設に際しては、手続に不備が生じないよう、事業所における船員派遣事業開始前に、余裕をもって管轄運輸局にご相談ください。

#### 船員派遣事業の各手続

事 項	手 続
許可証の亡失、滅失	許可証再交付申請（速やかに）
氏名又は名称 住所 代表者の氏名 代表者を除く役員 役員の住所 船員派遣事業所の名称 船員派遣事業所の所在地 派遣元責任者の氏名 派遣元責任者の住所 船員派遣事業を行う事業所の新設 船員派遣事業を行う事業所の廃止	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;">の変更</div> </div> 変更届出（事後10日以内）、ただし及びは30日以内）  許可証書換申請（、、又はの変更に関し上記変更届出と併せて行ってください。）
船員派遣事業の廃止	事業廃止届出（事後10日以内）

印は事業所管轄運輸局においても可能な手続です。

その他、許可証返納手続があります。

(3) 事業報告書等

船員派遣元事業主は、毎事業年度経過後3ヶ月以内にその事業年度に係る船員派遣事業を行う事業所ごとの事業報告書及び収支決算書を事業主管轄運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければなりません。

(4) 外国船舶派遣の届出

船員派遣元事業主は、外国船舶派遣を行う場合は、これを行う毎に事業主管轄運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。

「外国船舶派遣」とは？

派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣をいいます。

2 許可証の備付等

船員派遣元事業主は交付を受けた船員派遣事業許可証を、船員派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があった場合は提示しなければなりません。

3 名義貸しの禁止

船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはなりません。

4 労働争議に対する不介入

同盟罷業（ストライキ）閉出若しくははけい船の行われている船舶又は同盟罷業、閉出若しくははけい船に至るおそれの多い争議が発生している船舶への新たな船員派遣を行ってはなりません。

5 個人情報の保護

(1) 個人情報の収集、保管及び使用

船員派遣元事業主は、船員派遣に関し、その業務の目的の達成に必要な範囲内で派遣船員の個人情報を収集、保管及び使用するに際し、以下の点に留意しなければなりません。

イ 船員派遣元事業主は、派遣船員として雇用し船員派遣を行う際は当該派遣船員の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣船員の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはなりません。

(イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ロ) 思想及び信条

(ハ) 労働組合への加入状況

ロ 船員派遣元事業主は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければなりません。

ハ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られます。

(2) 個人情報の適正な管理

イ 船員派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切に講ずるとともに、派遣船員等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければなりません。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

(ハ) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(ニ) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

ロ 船員派遣元事業主が、派遣船員等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければなりません。

ハ 船員派遣元事業主は、個人情報適正管理規程を作成し、これを遵守しなければなりません。

ニ 船員派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、その本人に対して不利益な取扱いをしてはなりません。

(3) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

船員派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者には、同法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければなりません。また、個人情報取扱事業者には該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければなりません。

(4) 秘密の厳守

船員派遣元事業主及びその業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報及び法人である船舶所有者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはなりません。また、船員派遣元事業主及びその業務に従事する者でなくなった後においても、同様です。